

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	(24秋)385	<p>過疎地有償運送の事業許可を行うにあたって、その旅客の範囲を過疎地域その他これに類する地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって自家用有償旅客運送者が作成した名簿に記載されている者及びその同伴者に限定する現行の基準を緩和すること。(平成24年度秋協議案件の再提案) (補足説明)</p> <p>本提案に対しては、平成24年度秋協議において、国土交通省から「除雪等の生活支援型ボランティアについては、当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者として、対象旅客の範囲とすることを解釈によって認める方向で調整することは可能である」という見解が示された。</p> <p>一方で、本年8月の同協議フォローアップにおいては、国土交通省から、地方分権改革有識者会議地域交通部会報告書を踏まえ、「運送の種類ごとに限定されていた旅客の範囲の拡大を含め、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することし、協議の終了時期については「報告書の内容を踏まえた検討状況によるため未定」との見解が国土交通省から示されたところである。</p> <p>以上の経過を踏まえ、本市としては、以下の理由から地方分権改革とは切り離した検討が必要と考え、再度協議を求めた。</p> <p>①地方分権改革における検討の終了時期が不透明である中、地域のNPO法人の経営安定化という緊急的な課題の解決には、規制の特例措置の早期実現が必要であるため。</p> <p>②地方分権改革によって、本市が提案する不特定多数への旅客の範囲の拡大が保証されるものではないため。</p> <p>なお、本市としては、本規制の特例措置を地方分権改革の動きに先行して実施することにより、その結果を地方分権改革における「地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置」の検討にフィードバックすることができると考える。</p>	<p>当該区域では、人口減少に伴う市場規模の縮小により、民間路線バスが撤退するなどの弊害が生じているが、誰もが安心して暮らし続けられる地域を実現するため、地域づくりに取り組むNPO法人が事業者となり生活交通サービスの継続性確保に取り組んでいる。これには、多様な収益を確保することにより経営の安定化を図ることが求められるが、現行の過疎地有償運送制度では旅客の範囲が地域住民等に限定されており、このことは、事業者の収益獲得機会を制限し、当該事業の継続性を低下させる要因となっている。通常、不特定多数の輸送を行うためには、一般旅客自動車運送事業の許可が必要とされている。しかし、当該地域は過去に不採算を理由として一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退した地域であることから、当該地域において一般乗合旅客自動車運送事業を安定して経営することは極めて困難である。以上のことから、この基準の緩和を求めたものである。</p> <p>・道路運送法第78条第2号 ・道路運送法施行規則第49条第2号</p>	1回目	国土交通省	自動車局旅客課	道路運送法第78条第2号 道路運送法施行規則第49条第2号	<p>B(①雪下ろし等生活支援型ボランティアの輸送)</p> <p>F(②観光客の輸送)</p>	<p>①25年12月</p> <p>②26年3月結論予定</p>	<p>①10月、11月：提案自治体との調整 12月：結論・対応</p> <p>②25年10月～26年3月：検討会において検討・とりまとめ</p>	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合にあつては、原則、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を受ける必要がある。一方、採算性の面から旅客自動車運送事業の継続が困難となり、地域住民の生活に必要な旅客輸送が確保されない場合などに、例外的に自家用自動車による有償運送を認めるものが自家用有償旅客運送制度である。自家用有償旅客運送制度においては、実施主体は営利を目的としたものに限定するとともに、旅客の範囲や地域等についても限定しているものである。</p>	<p>①過疎地有償運送の実施にあたり、地域住民の生活に必要不可欠である雪下ろし、除雪等の生活支援型ボランティアを行う者については、当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として、その活動場所等が明確にされ、運送サービスの提供を受ける旅客の名簿に必要な事項が記載される場合には、対象旅客の範囲とすることを解釈によって認める方向で調整する。</p> <p>②地方分権改革有識者会議地域交通部会の報告書を踏まえ、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」において自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計等の検討を行っているところであり、同検討会において、過疎地有償旅客運送の旅客の範囲の拡大等についても議論され、結論が得られる予定。</p>	
					2回目									

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
			指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	(24秋) 385	b	①雪下ろし等生活支援型ボランティアの輸送 貴省の見解及びスケジュールについて了解した。実施にあたり、旅客名簿への記載等の事業スキームについて本市からの相談に応じていただきたい。 ②観光客の輸送 貴省の見解及びスケジュールについて了解した。検討会における検討の結果、「過疎地有償運送の旅客の範囲の拡大」が認められなかった場合は、再度国と地方の協議へ提案することとした。また、検討会における検討経過を本市に対して随時情報提供することを要望する。	① 雪下ろし、除雪等の生活支援型ボランティアを過疎地有償旅客運送の対象旅客の範囲とする方向で、国土交通省及び長岡市は、必要な調整を早急に行うこと。 ② 国土交通省は、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」の検討経過について、随時、長岡市に情報提供を行うこと。また、同検討会における検討の結果、過疎地有償旅客運送の拡大の実現が困難となった場合には、長岡市の求めに応じて、改めて国と地方の協議を行うことも検討する必要がある。	iv